

第68号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年9月28日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和八年十月一日から令和九年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第七条第二項第一号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和六年十二月文京区条例第五十四号）第二条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）第十一條第二項第一号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）」とする。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第三号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 平成十二年三月文京区教育委員会規則第三号 令和八年 月文京区教育委員会規則第 号 第一条～第六条 （略） （扶養親族の認定等） 第七条 委員会は、条例第十二条第一項の規定による届出を受けた場合、当該届出に係る扶養親族が条例第十一条第二項に規定する要件を具備しているかどうかを確認し、認定するものとする。 2 前項の場合において、委員会は、次の各号に掲げる者を条例第十一条第二項に規定する扶養親族として認定することができない。 一 その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額百三十万円以上（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）である者 二・三 （略） 3・4 （略） 第八条～第二十条 （略）	○幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 平成十二年三月文京区教育委員会規則第三号 第一条～第六条 （略） （扶養親族の認定等） 第七条 委員会は、条例第十二条第一項の規定による届出を受けた場合、当該届出に係る扶養親族が条例第十一条第二項に規定する要件を具備しているかどうかを確認し、認定するものとする。 2 前項の場合において、委員会は、次の各号に掲げる者を条例第十一条第二項に規定する扶養親族として認定することができない。 一 その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額百三十万円以上 _____ _____である者 二・三 （略） 3・4 （略） 第八条～第二十条 （略）

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和八年十月一日から令和九年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第七條第二項第一号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和六年十二月文京区条例第五十四号）第二條の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）第十一条第二項第一号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）」とする。

別記様式第1号～別記様式第3号 （略）

別記様式第1号～別記様式第3号 （略）